

2021年
5月度衛生対策

SGホールディングスグループ健康保険組合

受動喫煙の防止

～喫煙後**45分ルール**は、
「職場」の「マナー」です～

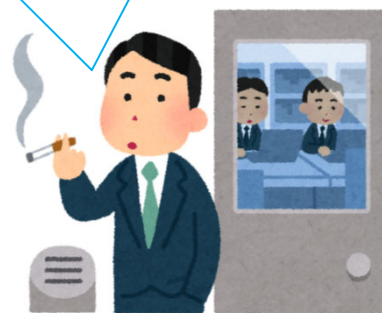
5月31日は、世界禁煙デーです。
吸う人も、吸わない人も、たばこについて学んでみましょう。

<受動喫煙の影響>

- ①他人のタバコの煙で、年間1万5千人が亡くなっています。
(死因1位:脳卒中、2位心疾患、3位:肺がん)
- ②たばこを吸い終わっても、45分間は、口や髪、衣服などから有害物質を吐き出しています。



45分(は戻らない)ルール



～健保からのお願い～
周囲に悪影響を及ぼさないために、
喫煙後**45分間**は、
お客様先や、職場・自宅に
戻らずに、**屋外で深呼吸を!**

<健康増進法が改正されました！ (2020年4月施行)>

基本的考え方

出典:厚生労働省

①「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

②受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。



飲食店など多くの店で、原則屋内禁煙になりました。
(喫煙可能な施設は、標識の掲示が必要)



思い立ったら、禁煙を!

禁煙のご相談は、健康保険組合 0120-81-3433まで